

長与町監査委員告示第8号

長与町職員措置請求に係る監査結果

令和6年12月3日

長与町監査委員 岩本 健
長与町監査委員 松林 敏

地方自治法第242条第1項の規定により令和6年10月11日付で提出された長与町職員措置請求（6長与監第57号）について、同条第5項の規定により監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

本件監査結果を下記縦覧場所において縦覧することができます。

縦覧場所

長与町役場1階 町民ホール

長与町職員措置請求に係る監査結果

(令和6年10月11日請求)

長与町監査委員

第1 監査の請求

1 請求人

住 所 (省略)

氏 名 (省略) (個人)

2 請求書の提出

令和6年10月11日 (郵便到達日)

3 請求の要旨

提出された請求の内容及び求める措置は次のとおりである (以下、原文のとおり)

請求者は、情報公開請求で被請求人の令和五年一年間の交際費「税金」出納帳を取得した。

これからはそれらによって個別に申し出ると共に、それらを「事実証明書」として添付する。

- ① 被請求者は、令和5年11月10日に「議員連続当選祝賀会」に交際費「税金」から14,000円支出した。これは財務会計上違法な支出である。飲食代に交際費「税金」支出は違法である。
- ② 被請求者は、令和5年12月5日に自由民主党長崎県支部連合主催の「長崎県政経セミナー」に交際費「税金」から会費10,000円支出した。「長崎県政経セミナー」とは、実態は悪名き【政治資金パーティー】にほかならない。莫大な利益は主催者に入る。特定の政党に加担することは、公正中立である町長がなすべき行為でなく財務会計上違法なものである。これは監査対象期間外だが、被請求者の議会与党である公明党長崎県本部主催の「長崎県政経セミナー」(令和5年8月24日開催)にも会費10,000円を支出したことを申し添える。
- ③ 被請求者は、令和5年12月6日に「町政協力者6名へのお礼」として交際費「税金」から30,000円支出した。一般的に公金を支出する場合には法律、条例、規則等根拠が無ければ違法となる。それが無いので財務会計上違法である。そもそも論で「町政協力者」の定義は何か?町政に協力したなら氏名、貢献度を監査委員で明らかにして貰いたい。令和6年4月には町長選挙が行われた。奇しくもこの時期の数週間前に新人候補が表明した。

- ④ 被請求者は、令和5年12月21日に「長与町選挙管理委員会新任・退任者歓送迎会」に交際費「税金」から10,000円を支出した。これは言うまでもなく町内部の懇親会（飲み会）であり財務会計上違法支出である。尚、委員及び事務局（町職員）は、当然ながら自分の財布から懇親会費用を支払っている事を申し添える。

以上、被請求者の違法な支出は多岐にわたる

そこで、請求する措置は

一つ目は、当然ながら違法な支出を全て返還させること

二つ目は、刑事告発すること

三つめは、一般職員なら懲戒免職処分だが町長にはそれが無いので辞職勧告すること

4 事実証明書

交際費現金出納帳（令和5年度）

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和6年10月21日に受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求の対象としている交際費の支出が、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」に当たるかについて監査対象とした。

2 指定された職員

長与町長

3 監査対象部署

総務部秘書広報課

4 証拠の提出及び陳述の機会の付与

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和6年11月11日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を付与したが、当日、請求人から体調不良により欠席する旨の連絡があり、陳述は行われなかった。また、新たな証拠資料の提出も無かった。

5 関係職員調査

総務部秘書広報課を対象として、令和6年11月15日に監査を実施し、関係職員から本件請求に係る交際費支出の事実確認及び、陳述の聴取を行った。

主な内容は次のとおりである。

(1) 交際費について

交際費とは、「一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である」（昭和28年7月1日自行行発第200号千葉県総務部長宛て行政課長回答）とされ、こうした交際を行う町長等の職務上必要な経費として、予算額は長与町議会において議決され、その支出は長与町財務規則及び長与町長交際費支出基準に基づき行っている。

(2) 指摘事項について

① 議員連続当選祝賀会への支出について

本件祝賀会は、町議の連続当選を祝し開催されたものであり、主宰者から長与町長及び長与町副町長として招待を受けて出席したものである。本件祝賀会に町を代表して出席することは、永年にわたり、町政の発展にご尽力いただいた町議員への社会的に相当な儀礼の範囲内のものである。さらに、町政の運営のため、町議会及び町議会議員と交流することは、町の事務の円滑、適正な遂行を図る上で必要なことであるから、町長及び副町長が本件祝賀会に出席し、会費を町長交際費から支出することは、町を代表して儀礼を尽くすために必要な最小限度の範囲内において許容されるものである。

② 長崎県政経セミナーへの支出について

本件セミナーは、主宰者から長与町長として招待を受けたこと、著名な政治家によるセミナーが開催される予定であったこと、さらに、国会議員等その他セミナー出席者との間で町政に関する意見交換会等を行うことが期待できることも考慮すれば、町長が本件セミナーに出席し、招待状に明示された会費を支払うことは最小限度の範囲内において許容されるものである。また、招待状に明示された会費は、開催場所、夜食

などの提供を考慮すれば、実費相当額で社会通念上、儀礼の範囲の金額にとどまるものであって、特定の政党を経済的に支援するような金銭の寄附ではない。また、本件セミナーは、中止となり、支出された会費は戻入されている。

③ 町政協力者6名へのお礼への支出について

本件交際費は、地方自治法第232条の3、第232条の4及び第232条の5、同法施行令第161条第1項第17号及び第173条の6、長与町財務規則第52条の規定及び長与町長交際費支出基準に基づき支出している。従って、請求人からは、「一般的に公金を支出する場合には法律、条例、規則等根拠がなければ違法となる」という指摘がなされているが、これに当たらない。

「町政協力者」とは、字義のとおり、本町の行政事務の円滑な執行、各種事業の推進・発展に協力した者と捉えている。本件交際費の支出は、町政協力者に感謝の念を込めて町の特産物であるみかん（4,000円相当）を贈呈したものであり、社会的儀礼を尽くすために必要不可欠で支出額も必要最小限度の範囲内として許容されるものである。

④ 長与町選挙管理委員会新任・退任者歓送迎会への支出について

選挙管理委員会とは、地方自治法第180条の5第1項等の規定に基づき、普通地方公共団体に設置される町長から独立した執行機関である。従って、請求人が指摘する「町内部の懇親会」ではない。

また、本件歓送迎会に長与町長として出席することは、永年にわたり、公平公正な選挙事務の執行にご尽力いただいた選挙管理委員への慰労や新任選挙管理委員との意思疎通を行うことを目的としたものである。そして、支出した会費は、社会通念上の儀礼の範囲内の額として許容されるものである。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

長与町長に対する各種行事への案内通知、出席依頼等は秘書広報課において管理され、1件ごとに行事内容の確認、町長のスケジュール、過去における対応、出席する場合の会費の金額等を確認したうえで対応していることを確認した。

2 判断

交際費とは、行政実例（昭和28年7月1日自行行発第200号千葉県総務部長あて行政課長回答）では、「一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。」とされている。

したがって、町長交際費は町長等が町政の円滑な運営を図るため、各種団体等との交際上必要な経費であり、本件もその趣旨に沿って支出されるべきものであるといえる。

交際費について、平成18年12月1日判決、最高裁判所の判例において、次のとおり判示されている。

「普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである（最高裁昭和38年（オ）第49号同39年7月14日第三小法廷判決・民集18巻6号1133頁，最高裁昭和61年（行ツ）第144号平成元年9月5日第三小法廷判決・裁判集民事157号419頁，最高裁平成14年（行ヒ）第46号同15年3月27日第一小法廷判決・裁判集民事209号335頁参照）。そして、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法1条の2第1項）などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。しかしながら、長又はその他の執行機関のする交際は、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることにかんがみると、それが、上記のことを目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいえず、その費用を支出することは許されないものというべきである（前掲平成元年9月5日第三小法廷判決参照）。」

また、平成15年1月16日判決、東京地方裁判所の判例においては、次のとおり判示されている。

「地方公共団体も、実在する一つの社会活動主体として、外部の者との間で交際を行い、その交際に伴う経費を支出することを要する場合があることは否定できず、このような場合、当該地方公共団体の公金から交際費として支払を行うことも、それが社会通念上相当な範囲内のものである限り、許容されているというべきである。」

以上を踏まえて、本件請求において請求人の主張している4件について判断する。

- (1) 議員連続当選祝賀会に交際費から支出したこと（飲食代に交際費を支出したこと）は財務会計上違法な支出であるとの請求人の主張について

第3の5(2)①のとおり、この祝賀会は、主宰者より町長及び副町長が招待を受けていることから、個人への招待ではなく町の代表者として案内を受け出席したと認められる。支出は交際費支出基準に基づくものである。

行政と議会はそれぞれ独立した機関であり、議会は地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を有しているが、町政の発展という共通の目的の下それぞれの役割を担っていると言える。

そのような関係において、町の代表者である町長及び副町長が議会と交流を図ることは、町政運営において必要なことである。

町議の連続当選を祝い開催された本件祝賀会への出席については、長きにわたり町政の発展に寄与してきた当該議員に対する儀礼としての意味を有するほか、町議会議員との意見交換、情報交換の場となり得ることを踏まえると、儀礼的交際として当祝賀会に出席することについては許容できるものであり、支出額においても、開催場所等を考慮すれば社会通念上相当な範囲内のものであると認められる。

また、平成15年1月16日東京地裁の判決のなかで、地方公共団体の執行機関と議会について、「相互に牽制し合う立場にある反面、区政の円滑な運営のために、日ごろから十分な意思の疎通や意見の交換を図るべき必要があることも否定できないところである」とされ、「社会通念上相当と認められる範囲内の交際を行い、そのために儀礼の範囲として相当な程度の公金を交際費の中から支払うことも、許容されるものと解される。」と判示されている。

さらに、同判決において、区議会議員在職10周年記念祝賀会へ区長として出席し、交際費から会費を支払った事例について、「社会的に相当な儀礼に伴う、社会通念上相当な範囲における交際費の支払いとして許容されるというべきである。」と判示されている。

以上を踏まえ種々検討した結果、本件における交際費の支出は、支出基準に則っており、判例と照らしても妥当であることから、違法な支出ではないと判断する。

(2) 自由民主党長崎県支部連合主催の「長崎県政経セミナー」は政治資金パーティーであり、特定の政党に加担することは町長がなすべき行為でなく、交際費から会費を支出したことは財務会計上違法であるとの請求人の主張について

第3の5(2)②のとおり、本件セミナーについては、主宰者より町長として招待を受け出席したものであり、支出は交際費支出基準に基づくものである。

平成15年1月16日東京地裁の判決において、区長が国政、都政報告会へ出席した事例について、「国政及び都政と区政が密接に関連を有しており、他の出席者との間で区政に関する有益な意見や情報の交換も期待することができることに照らせば、上記各会合に出席することが区政の執行上必要のないものとはいえず、上記各会合が特定の議員を支援する趣旨で開かれたものであるとしても、被告としては、特定の政党の議員の会合に偏らない形で出席していることが窺われること等を考慮すれば、上記各会合への出席が専ら特定の議員等を支援する目的で行われた交際であるとまではいうことができない。

また、上記各会合に出席した際における上記各支払が、上記各会合の開催場所等に照らし、いずれも上記各会合で提供された飲食1人分の実費程度ないしそれ以下の額に相当し、社会通念上の儀礼の範囲の金額にとどまるものであって、特定の議員等の政治活動を経済的に支援するような金銭の交付と認められないことからすれば、上記各支払が、区長による交際費の支払として、社会通念上許容される範囲を超えたものであるということとはできない。」と判示されている。

以上を踏まえると、本件における長崎県政経セミナーの会費については、開催場所の状況や食事の提供がある事を考慮すれば妥当な額であり、特定の政党や議員等の政治活動を支援するような金銭の交付とまでは認められない。また、他の出席者との町政に関する意見交換や情報交換の場となり得ることを鑑みれば、社会通念上許容される範囲内のものと解する。

よって、本件における交際費の支出は、支出基準に則っており、判例と照らしても妥当であることから違法な支出ではないと判断する。

(3) 町政協力者6名へのお礼として交際費を支出することは、法律、条令、規則等根拠が無い場合財務会計上違法であるという請求人の主張について

交際費とは、地方自治法第232条第1項の「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」という規定に基づ

き支出する経費であり、地方自治法施行規則第15条第2項の別記の歳出予算に係る節「交際費」から支出する経費である。長与町の交際費については、長与町財務規則及び長与町長交際費支出基準に基づき支出するものである。

第3の5(2)③のとおり、本件における「町政協力者へのお礼」については、町の特産品であるみかんを、高田南土地区画整理事業や健康づくり事業等、長与町の主要事業の推進に尽力している方々に対し、謝意を表す儀礼的交際として贈ったものであり、交際費支出基準に基づき支出されている。

この行為は前述した平成18年12月1日判決、最高裁判所の判例においても示されている「相手方との友好、信頼関係の維持増進を図るもの」と解することができる。贈呈品の額は4,000円相当(送料別途)であり、社会通念上儀礼の範囲内であると認められる。また、主要事業の推進は町の発展につながることであるため、町の発展に尽力している方々へ儀礼を尽くすことは首長として必要なことであり許容できるものと解する。

以上により種々検討した結果、本件における交際費の支出は妥当であり違法ではないと判断する。

- (4) 長与町選挙管理委員会新任・退任者歓送迎会は町内部の懇親会(飲み会)であり、これに交際費から支出することは、財務会計上違法であるという請求人の主張について

本件会への出席は主宰者より町長として案内を受けたものである。個人的な親交を深めるものではなく公務として出席したものであり、支出は交際費支出基準に基づくものである。

選挙管理委員会は、地方自治法第180条の5第1項及び第181条の規定に基づき設置される、地方公共団体の長から独立した権限を持つ執行機関である。そのため、本件歓送迎会が町内部の懇親会であるという請求人の主張には該当しない。

長与町選挙管理委員会新任・退任者歓送迎会へ出席したことは、選挙事務執行の務めを果たした選挙管理委員への謝意、及び新任選挙管理委員と意思の疎通を図ることを目的とした交際であり許容できるものと解する。その際の会費も、社会通念上儀礼の範囲内と認められる。

また、平成15年9月3日さいたま地裁の判決において、「選挙管理委員会等のいわゆる行政委員会は、地方公共団体の長から独立した権限をもつ執行機関であり、その行使に対して長の指揮監督権は及ばない」とされ、「普通地方公共団体の長が、行政委員会の委員と意見交換や意思疎通を行い、その際にできるだけ率直な話し合いが可能となるよう、社会通念上の儀礼の範囲にとどまる程度の飲食相当費用を交際費から

支出することは、長の職務に関連するものとして許容されるというべきである」と判示されている。

以上を踏まえ種々検討した結果、本件における交際費の支出は、支出基準に則っており、判例と照らしても妥当であることから、違法な支出ではないと判断する。

3 結論

本件請求について監査した結果、本件請求に係る支出に違法・不当なものは認められない。従って、請求人の主張には理由がないので、これを棄却する。